

第1 調査の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、貸切バスの安全確保対策の推進を図る観点から、貸切バス事業における安全確保対策の実施状況、貸切バス事業者と旅行業者等との運送契約の締結状況、関係機関における貸切バス事業者への監査・指導等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国土交通省、厚生労働省、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）

(2) 関連調査等対象機関

関係団体、貸切バス事業者、旅行業者

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成20年8月～22年9月